

学校給食の事務

1 学校給食費

(1) 学校給食費の法的根拠（学校給食法、学校給食法施行令）

学校給食法第11条によれば、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及び学校給食の運営に要する経費のうち（義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費）で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とし、これらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担としている。

(2) 学校給食費の算定の基本的な考え方

学校給食費は、ただ、単に他の学校の給食費に歩調を合わせたり、月額給食費を決めてから一食当たりの単価を割り出すようなものではなく、成長期にある児童生徒の栄養を満たすことや、食事内容の向上等十分勘定し、魅力ある学校給食となるよう配慮して算定する必要がある。

なお、学校給食費は、審議機関又は委員会等を設置し、これらに諮ったうえで適正な給食費の決定をみるようにすることや、また、保護者に十分な理解が得られるよう配慮することが大切である。

(3) 学校給食費の算定の方法

ア 前年度の食品別年間使用量により、年間一人1食当たりの食品別純使用量を算出する。

方法：（年間使用量－廃棄量）÷年間延べ給食人員＝一人1食当たり平均純使用量

イ アにより算出した純使用量によって栄養量を算出し、学校給食摂取基準と比較する。

ウ アにより算出した前年度の一人1食当たり平均純使用量をもとにして、次の事項を考慮しながら数量を補正し、当該年度の食品別使用予定量を定める。

- 食品群別ごとに合計して標準食品構成表と比較し、特に問題のある食品群について補正を行い、望ましい数量とする。
- 前年度の実施献立が、学校給食摂取基準と比較して充足しているか算出し、不足している栄養量については考慮する。
- 児童生徒の嗜好や行事食等の内容・回数などを考慮し、食事内容の充実を図る。
- 年間献立実施計画により、各食品の純使用量を把握する。

エ ウにより算出した一人1食当たり純使用予定量に食品の廃棄量を見込み、一人1食当たり総使用予定量を出す。

$$\text{総使用予定量} = \frac{\text{純使用予定量}}{100\% - \text{廃棄率}} \times 100$$

オ おかず代の予想価格を算出する。

(ア) 前年度の学校給食用物資購入価格から、食品別平均購入価格を算出する。

(イ) エにより算出した一人1食当たり総使用予定量に、前年度平均購入価格を乗ずる。

(ウ) 上記によって算出された金額の合計に予想上昇率を乗じて当該年度予想額（A）とする。

カ オの（A）の一食当たりのおかず予想額にパン、米飯、牛乳の価格を加算し、一人1食当たりの学校給食費予定額とする。

（※ 運営費等が入る場合は、これも加算する。）

キ 一人1食当たり学校給食費予定額に年間学校給食回数を乗じた金額に行事食等を加算し、これを学校給食費の徴収月数で除して1か月の学校給食費とする。

- (注)
- | | |
|------|--|
| 廃棄量 | … 購入した食品の中で廃棄する部分
(例：卵の殻、芋の皮、野菜の外葉など) |
| 総使用量 | … 廃棄する部分も含めた総重量 |
| 純使用量 | … 廃棄する部分を除いた可食部のみの重量 |

(4) 学校給食費の取扱い

学校給食費 食 材 料 費
(運 営 費)

ア 学校給食に要する食材料費は原則として、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とする。しかし、消耗品費、光熱水費等は性格上管理的要素を多分に有すると解されるので、保護者の負担軽減の面から、できる限り設置者の負担とすることが望ましい。

イ 金銭出納はすべて帳簿を通し、支払いは振替口座等を使用し、なるべく現金支払いをしないように配慮するとともに、常に出納状況を明確にし、預貯金通帳・印鑑等は厳正確実な保管・管理を行う。

ウ 会計処理に当たっては、収入・支出は可能な限り同一人とししないこと。

会計監査は、地方公共団体の関係者、PTAの監査委員等を加えた監査委員会を設け、恣性に流れることなく確実に実施する。

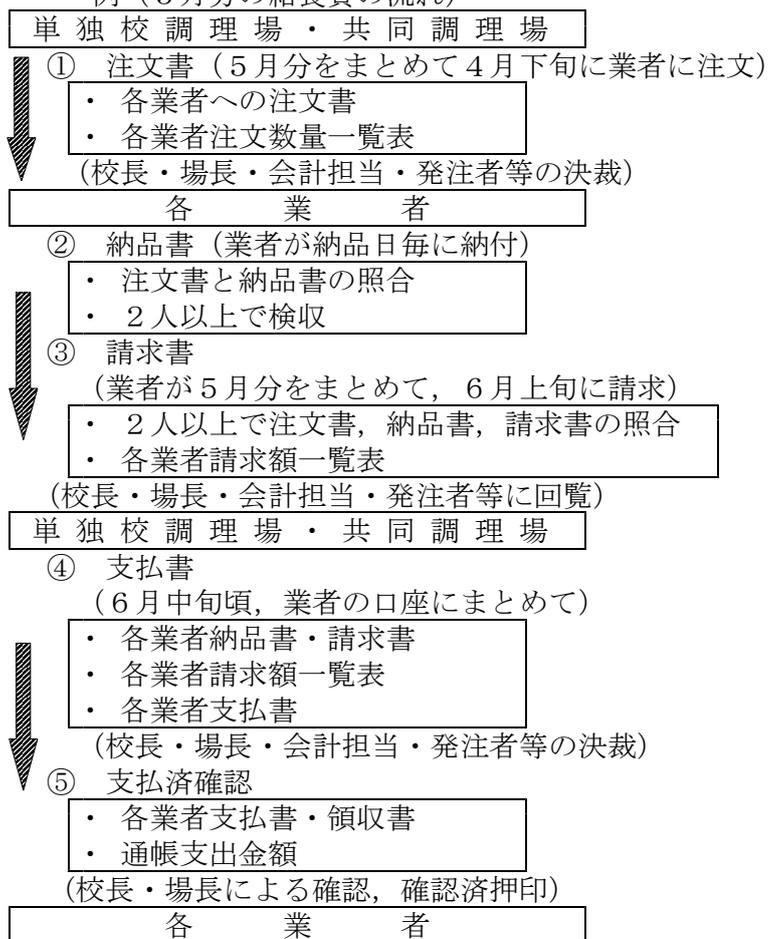
(5) 学校給食費の徴収・管理

ア 徴 収

学校給食費の徴収は、学校の規模、教職員の構成、地域社会の金融機関の設置状況などによって異なるが、本県では主な徴収形態をあげると、次のとおりである。

イ 学校給食費の適正な管理のチェックポイント

例（5月分の給食費の流れ）

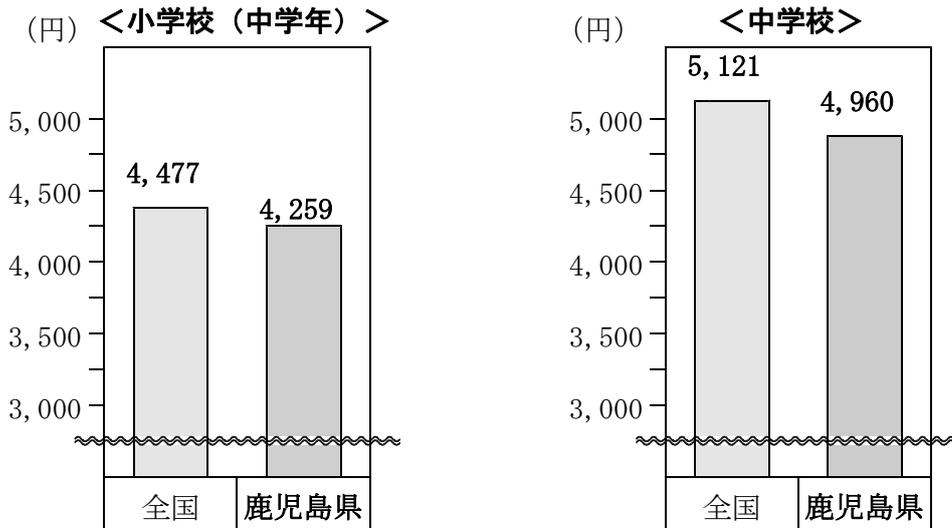


2 適正な学校給食費の設定

学校教育活動の一環として実施する学校給食においては、児童生徒の健全な発育を促すため、安全で良質な食品の選定や、バランスのとれた栄養を摂取させることなどが重要である。そのためには、学校給食の食事内容を豊かで魅力的にするための基礎となる適正な学校給食費を設定する必要がある。

3 学校給食費保護者負担額平均月額と比較

(令和3年度 学校給食実施状況調査結果：H28～隔年調査 R2はコロナ禍のため未実施)



※ 「平均月額」は年間を通じての徴収予定額を11(か月)で除したものである。
 ※ 全国の金額は各都道府県ごとの平均額を47(都道府県)で除したものであり、各都道府県により給食内容や年間実施回数が異なるため、単純に比べることはできない。

4 一人一食当たりの学校給食費の状況

(単位：円)

	県 平 均		全 国 平 均	
	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校
令和3年度	241.48 円	282.69 円	256.49 円	299.63 円

$$\text{1食当たりの平均学校給食費} = \frac{\text{平均月額} \times 11 \text{か月 (給食実施月額)}}{\text{年間給食実施回数}}$$

5 牛乳関係

学校給食用牛乳は、昭和39年の文部・農林両次官の通知による「学校給食用牛乳供給対策要綱」に基づいて実施されている。(平成26年3月25日付け文部・農林両次官の同要綱の一部改正の通知により、新方式が導入された)

(1) 牛乳の価格

牛乳の供給業者の決定については、県内を19地区に分け、競争入札により決定する。また価格については、入札価格に国の補助を加え、県下同一価格を設定する。

(2) 飲用の実態

飲用量の状況

(令和6年度供給見込)

		200ccのみ	250ccのみ	300ccのみ	200ccと250cc	250ccと300cc	200ccと300cc	200cc～300cc全て
		小学校	校数	459	0	0	2	0
	461校 割合	99.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
中学校	校数	59	1	0	127	1	4	1
	193校 割合	30.6%	0.5%	0.0%	65.8%	0.5%	2.1%	0.5%
義務教育学校	校数	24	0	7	3	0	0	0
	34校 割合	70.6%	0.0%	20.6%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	校数	542	1	7	132	1	4	1
	688校 割合	78.8%	0.1%	1.0%	19.2%	0.1%	0.6%	0.1%

義務教育学校、楠隼中学校を含む

6 米飯給食の実施状況（令和3年度 学校給食実施状況調査から）

(1) 基本的な考え方

ア 学校給食における食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食事の在り方を身に付けさせるなど、教育的見地から米飯給食を推進する。

イ 食事内容の多様化、栄養バランス等を考慮したり、地域や学校の特性を踏まえるなどして段階的、漸進的な実施回数の増加を図る。

(2) 実施状況

ア 米飯回数

（令和3年度）

		3回	3.5回	4回	4.5回	5回
小学校	校数	373	22	64	16	13
488校	割合	76.4%	4.5%	13.1%	3.3%	2.7%
中学校	校数	148	13	24	8	10
203校	割合	72.9%	6.4%	11.8%	3.9%	4.9%
義務教育学校	校数	4	4	1	0	0
9校	割合	44.4%	44.4%	11.1%	0.0%	0.0%
合計	校数	525	39	89	24	23
700校	割合	75.0%	5.6%	12.7%	3.4%	3.3%

年度	種別	回数
平成28年度	県	3.1
	国	3.4
平成30年度	県	3.1
	国	3.5
令和3年度	県	3.1
	国	3.5

※週当たりの実施回数

イ 炊飯方法

（令和3年度）

		自校炊飯	委託炊飯
小学校	校数	332	156
488校	割合	68.0%	32.0%
中学校	校数	128	75
203校	割合	63.1%	36.9%
義務教育学校	校数	8	1
9校	割合	88.9%	11.1%
合計	校数	468	232
700校	割合	66.9%	33.1%

年度	種別	割合
平成28年度	自校炊飯	60.4%
	委託炊飯	39.6%
平成30年度	自校炊飯	65.8%
	委託炊飯	34.2%
令和3年度	自校炊飯	66.9%
	委託炊飯	33.1%